

令和3年1月26日

小中学校の保護者の皆様へ

常滑市教育委員会
教育長 土方宗広

教員の多忙化解消についてのご理解・ご協力のお願い

厳寒の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、全国の小中学校の教員は、目の前にいる子ども一人一人と向き合い、それぞれの持ち味や可能性を何とか引き出そうと、日々の教育活動を行っています。そして、多くの教員は、勤務時間が終了した後も、課外クラブ活動や部活動の指導にあたったり、会議を開いて話し合ったり、翌日の授業のために教材研究を行ったりと、労を惜しまず働いています。これは、常滑市の小中学校の教員も例外ではありません。

しかしながら、社会情勢の急激な変化に対応するために、昨今、教員により多くのことが求められるようになり、教員の多忙化が社会的なニュースになりました。平成27年には、文部科学省から「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が示され、教員の多忙化の実態が明らかにされました。愛知県では、平成29年に「教員の多忙化解消プラン」が策定され、県内の小中学校で様々な取組が進められてきましたが、今なお、多忙化解消を実現できない状況が続いています。

常滑市においても、今年度の6月から11月までの調査では、通常の勤務時間を超えた在校等時間が月100時間以上の教員の割合は、小学校で0.4%、中学校で6.7%でした。また、月80時間以上の教員の割合は、小学校4.7%、中学校13.4%で、月45時間以上の教員の割合は、小学校で46.7%、中学校で57.1%でした。

このように教員の多忙化は、教員の健康維持や教員を志望する人材の確保など、今後の学校教育の維持・発展に関わる喫緊の問題になっており、多忙化解消は学校だけで解決できるものではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題となりました。

この状況の中、国は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）を令和元年に一部改正し、令和2年4月から施行することとしました。これにより、文部科学大臣から法的拘束力を持つ指針が示され、通常の勤務時間を超えた在校等時間を月45時間以内、年360時間以内にとすることとなりました。

以上のことを踏まえ、常滑市教育委員会及び市小中学校長会は、多忙化解消に向けて、小学校の課外クラブ活動や中学校の部活動などについて見直し、来年度より裏面「教員の多忙化解消に向けた部活動等の見直しについて」に記載のとおり、教員の勤務時間の改善措置を図ることとしました。

保護者の皆様におかれましては、様々なご意見があるかと思いますが、教員の多忙化解消についてご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

【問い合わせ】

常滑市教育委員会学校教育課

電 話 0569-47-6129（直通）

電子メール gakkokyo@city.tokoname.lg.jp